

在宅人工呼吸器使用難病患者非常用電源設備整備事業補助金交付要綱

平成25年4月1日付24福保保疾第2081号
最終改正 令和8年6月30日付8保医保疾第502号

第1 目的

この補助金は、第2に掲げる疾病にり患している者であって、当該疾病により在宅において人工呼吸療法を受けている者（以下「在宅難病患者」という。）の停電時等における安全確保のため、在宅難病患者に対する人工呼吸療法を実施する医療機関に対し、在宅難病患者に無償で貸与する予備電源等の物品の購入に要する経費について補助を行い、緊急時における在宅療養患者の安全及び安心をより確実なものとするを目的とする。

第2 対象疾病

この補助金の対象となる疾病は次に掲げるものとする。

- (1) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第5条第1項に規定する指定難病
- (2) 東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則（平成12年東京都規則第94号）別表第一第一類又は第二類に掲げる疾病
- (3) 別表1に掲げる疾病

第3 補助対象

1 補助対象者

この補助金の交付対象は、次の(1)及び(2)に該当する医療機関であって、知事が適当と認めるものとする。

- (1) 都内に居住する在宅難病患者に対し、人工呼吸療法を実施する医療機関（ただし、睡眠時無呼吸症候群の患者への指導管理はこれに含まない。）

なお、対象となる在宅難病患者は、原則として申請日の属する年度の4月1日以降に在宅療養を開始した者に限る。

- (2) 緊急時において人工呼吸器の保守管理事業者、訪問看護ステーション、居宅介護事業者等と連携し、在宅難病患者の安全確保のための指導等を行う医療機関
- (3) 次に掲げる団体は、この要綱に基づく支援金の交付の対象としない。

ア 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）

ウ 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当するものがあるもの

2 補助対象経費

(1) 対象経費

停電等による数時間の人工呼吸器の停止が在宅難病患者の生命の維持ないしは疾患の状態に重大な影響を及ぼすおそれがある場合において、当該患者の安全確保のために必要とされる別表2に掲げる物品の購入費

(2) 条件

ア この補助金により取得した物品は、補助対象者から人工呼吸療法を実施する在宅難病患者に無償で貸与すること。

イ アの貸与に当たっては、補助対象者から当該在宅難病患者若しくは患者の介護を行う家族等に対し、使用方法の説明及び使用上の注意等必要な指導を行うこと。

ウ 補助金の申請に当たり、人工呼吸療法を実施する患者又は患者の介護を行う家族等から申請内容について同意を得ていること。

第4 補助金の交付

この補助金の交付額は、次により算定された額を、都の予算の範囲内で交付するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の品目ごとの実支出額とを在宅難病患者ごとに比較して少ない方の額を選定する。(個別選定額)

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
人工呼吸療法を実施する在宅難病患者1人につき次に掲げる額 自家発電装置 212,000円 無停電電源装置 41,100円 蓄電池 104,000円	停電時等における在宅難病患者の安全確保のために必要とされる別表に掲げる物品の購入費	10分の10

なお、自家発電装置及び蓄電池は、在宅難病患者1人につき、どちらか一方の物品の購入に要する経費を補助する。

- (2) 個別選定額を在宅難病患者ごとに合計したものを個別基本額とする。
(3) 個別基本額を医療機関ごとに合計した額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付基本額とする。
(4) 交付基本額に第3欄に定める補助率を乗じた額を交付額とする。

第5 補助金の交付申請

この補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、指定する期日までに、別記第1号様式による交付申請書を知事に提出しなければならない。

第6 補助金の交付決定

知事は、第5の規定による補助金の交付の申請があったときは、交付申請書及び関係書類の審査並びに必要に応じての現地調査等を行い、適当と認めるときは、第9に掲げる事項を条件に補助金の交付を決定し、別記第2号様式により決定内容を申請者に通知するものとする。

第7 変更申請手続

この補助金の交付決定後の事情の変更により、申請内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、第5に定める規定に従い、指定する期日までに変更の申請を行うものとする。

第8 申請の撤回

申請者は、交付決定の内容又はこれに付けられた条件に異議があるときは、この交付決定通知の受領後14日以内に申請の撤回をすることができる。撤回の申し出は、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

なお、交付決定前に申請の撤回を行うときも、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

第9 交付の条件

この補助金の交付の決定には、次の条件が付けられるものとする。

1 契約手続

補助事業に係る契約については、保健医療局医療政策部医療施設等施設・設備整備費等補助金に係る契約手続基準（平成17年4月1日付16福保医政第1450号）によることとする。

2 事情変更による決定の取消等

(1) 知事は、補助金の交付決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じた場合には、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定内容若しくはこれに付けた条件を変更することがある。ただし、補助事業のうち、既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

(2) (1)の規定により補助金の交付の決定を取り消すことがある場合は、天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったと認める場合に限るものとする。

(3) (1)の規定による補助金の交付決定の取消しにより、特別に必要となった事務又は事業に対して、補助事業に係る残務整理に要する経費及び補助事業を行うために締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払いに要する経費に係る補助金を交付する。

(4) (3)の規定による補助金交付額の当該経費に対する割合、その他その交付については、(1)の規定による取消しに係る補助事業についての補助金に準ずるものとする。

3 承認事項

補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業が次の一に該当する場合は、あらかじめその理由及びその他必要事項を記載した書面を知事に提出し、承認を受けなければならない。ただし、(1)及び(2)に掲げる事項のうち、軽微なものについては、この限りでない。

(1) 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

4 事故報告

(1) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難となった場合は、速やかにその理由その他必要事項を書面により知事に報告しなければならない。

(2) (1)の報告に基づき、必要な指示を与えられた場合は、補助事業者は、直ちにその指示に従わなければならない。

5 状況報告

知事は、補助事業の円滑適正な執行を図るため、必要と認めるときは、補助事業の実施状況、経理状況及びその他必要な事項について、報告を徴し、又は検査を行うことがある。

6 遂行命令等

(1) 知事は、補助事業者が提出する報告書及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が交付決定の内容及びこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行するよう命ずる。

(2) 補助事業者が(1)の命令に違反したときは、知事は、補助事業者に対し、当該補助事業の一時停止を命ずることができる。

(3) (2)の一時停止を命ずる場合において、補助事業者が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を、指定する期日までにとらないときは、

知事は、10の規定により当該補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

7 調書の作成

補助金と事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。

8 実績報告

補助事業者は、補助事業が完了したとき、又は東京都の会計年度が終了したときは、別記第3号様式による事業実績報告書を、指定する期日までに知事に提出しなければならない。

9 補助金額の確定等

知事は、8の規定による事業実績の報告があったときは、事業実績報告書の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付けた条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、別記第4号様式により補助事業者へ通知するものとする。

10 是正のための措置

知事は、9の規定による調査等の結果、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを命ずるものとする。

11 補助金の交付

知事は、9の規定により額の確定後、確定払いにより交付するものとする。

12 決定の取消し

(1) 知事は、補助事業者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

ア 偽り、その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

イ 補助金を他の用途に使用したとき。

ウ 補助金の交付の決定の内容及びこれに付けた条件、その他法令若しくはこの要綱による指示に違反したとき。

(2) (1)の規定は、9の規定により交付すべき補助金額の確定があった場合においても適用する。

13 補助金の返還

(1) 知事が12の(1)の規定によりこの交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助事業者が補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を受領している場合には、指定する期日までに取消された金額を返還しなければならない。

(2) (1)の規定は、9の規定により交付すべき補助金の額が確定した場合において、既にその額を超える補助金を受領している場合においても適用する。

14 違約加算金及び延滞金

(1) 12の規定により、知事が補助金の交付決定の全部又は一部の取消しをした場合において、補助金の返還を命じたときは、補助事業者はその命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

(2) 知事が補助事業者に対し、補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

(3) (2)の規定による年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たり

の割合とする。

15 違約加算金の計算

- (1) 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における14の(1)の規定の適用については、返還を命じた額に相当する補助金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。
- (2) 知事が14の(1)の規定により、加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

16 延滞金の計算

知事が14の(2)の規定により、延滞金の納付を命じた場合において、補助事業者が返還を命じられた補助金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

17 維持管理

補助事業者及び補助事業により整備した物品の貸与を受けた在宅難病患者は、補助事業により取得し、又は効用を増加した財産については、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的かつ安全な使用に努めなければならない。

18 補助金の経理等

補助事業者は、補助事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保管しなければならない。

19 検査

補助事業者は、知事が東京都職員をして補助事業の運営及び経理等の状況について検査させた場合、又は補助事業について報告を求めた場合には、これに応じなければならない。

20 財産の処分

- (1) 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用を増加した財産については、(2)に定める期間を経過するまで知事の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (2) (1)の規定により定める財産の処分の制限期間は、次の表の品目に応じた年数とする。

品目	年数
自家発電装置	6年
無停電電源装置	6年
蓄電池	5年

- (3) 知事の承認を受けて、財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を納付させることがある。
- (4) 取得時からの年数の経過による劣化等により、交換又は廃棄が必要となった物品については、劣化等の事実並びに交換又は廃棄について記録した台帳を備え、事業完了後5年間保管しておかななければならない。

21 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の報告

- (1) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別記第5号様式により速やかに遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度4月30日までに知事に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）

であって自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこととする。

(2) (1)により知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を納付させることがある。

22 二重補助の禁止

この補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

23 他の給付事業等との関係

この補助金の対象とする在宅難病患者への貸与物品について、当該患者が日常生活用具給付事業等を利用することにより当該物品の取得が可能な場合には、その購入に係る経費はこの補助金の対象としないものとする。

第10 その他

1 特別の事情により、第4、第5、第7及び第9の8に定める算定方法及び手続によることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

2 ここに定めるもののほか、この補助金の交付については、「東京都補助金等交付規則」(昭和37年規則第141号)の定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月4日付25福保保疾第1800号)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年4月1日付26福保保疾第2174号)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年8月12日付27福保保疾第951号)

この要綱は、平成27年8月12日から施行し、平成27年7月1日から適用する。

附 則 (令和3年4月1日付2福保保疾第1952号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年12月17日付3福保保疾第1520号)

この要綱は、令和3年12月17日から施行する。

附 則 (令和5年6月13日付5福保保疾第454号)

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

附 則 (令和8年6月30日付8保医保疾第502号)

この要綱は、令和8年7月1日から施行する。

別表1

正常圧水頭症
ギラン・バレー症候群
フィッシャー症候群
前縦靭帯骨化症
特発性ステロイド性骨壊死症
加齢黄斑変性
難治性視神経症
突発性難聴
特発性両側性感音難聴
メニエール病
中枢性摂食異常症
原発性アルドステロン症
偽性低アルドステロン症
グルココルチコイド抵抗症
副腎酵素欠損症
TSH 受容体異常症
溶血性貧血
不応性貧血(骨髄異形成症候群)
特発性血栓症
原発性高脂血症
肝外門脈閉塞症
慢性膵炎
抗リン脂質抗体症候群
好酸球性筋膜炎
硬化性萎縮性苔癬
若年性肺気腫
ランゲルハンス細胞組織球症

別表 2

区 分	品 名
人工呼吸器駆動用 予備電源等	<p style="text-align: center;">自家発電装置</p> <p style="text-align: center;">無停電電源装置</p> <p style="text-align: center;">蓄電池</p>

- (注) 1 自家発電装置は、原則として外付バッテリーの充電を目的とするものであること。(人工呼吸器の製造販売業者により人工呼吸器の駆動のための電源として使用が認められているものはこの限りでない。)
- 2 無停電電源装置については、バッテリーが内蔵されていない人工呼吸器であって使用時に外付バッテリーを装着する機器を利用している場合に、予備電源による駆動開始までの間の人工呼吸器の駆動を確保することを目的とするものであること。
- 3 蓄電池は、以下のいずれかのものを対象とする。
- (1) 容易に使用及び運搬可能な、蓄電機能を有する正弦波交流出力の電源装置で、定格出力が300W以上のもの
 - (2) 停電時等における安全確保のための人工呼吸器専用の外付バッテリー(診療報酬に含まれる療養上必要なバッテリーは除く)